

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構物品等寄附取扱規則

平成18年4月1日  
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-10号  
平成22年4月1日  
一部改正  
平成28年11月1日  
一部改正  
令和3年4月1日  
一部改正

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立青少年教育振興機構資産管理事務取扱規則（以下「資産管理規則」という。）第13条の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における物品等寄附の受入れ手続に関する必要な事項を定め、適正な取扱いを図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規則は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に関する省令（以下「省令」という。）第13条に規定する重要な財産以外の固定資産、少額備品、棚卸資産の寄附受について適用する。

2 消耗品については本規則を準用するものとし、棚卸資産に準じた取扱いとする。

## (受入基準)

第3条 物品等の寄附は、寄附者の自発的好意によるものであり、かつ、機構の目的を遂行するために必要なものについて受入れることができる。

## (受入の制限)

第4条 前条の基準を満たす場合であっても、次に掲げる各号の一に該当すると認められる場合は、受入れることができない。

- 一 将来、過大な修繕費を要する等、機構が不当に財政的負担を課せられるおそれのあるもの
- 二 将来、紛争のもととなるおそれのあるもの
- 三 機構からの便宜供与を求めるおそれのあるもの
- 四 その他機構の業務に支障があると理事長が認めるもの

(物品等寄附の申込み)

第5条 資産管理責任者は、物品等の寄附の申込みを受けるときは、その寄附の申込みをする者（以下「寄附者」という。）から様式1の提出を求める。

- 2 資産管理責任者は、様式1に当該物品等の価額を証明する書類を添付させなければならない。ただし、価額を算出することが困難なもの及び機構において価額が算出できるものについては、これを省略することができる。

(申込みの省略)

第6条 資産管理責任者は、寄附者から、送り状等寄附の申込みを明らかにした書面を受けている場合は、寄附者の意向を損なわない寄附目的を定めることにより、様式1の受領を省略することができる。

- 2 資産管理責任者は、寄附を受ける物品等が軽微なものであり、かつ、寄附者からの様式1の受領が困難な場合は、寄附者の意向を損なわない寄附目的を定めることにより、様式1の受領を省略することができる。

(受入の決定)

第7条 資産管理責任者は、物品等の寄附を受入れようとするときは、様式2により事前に理事長の承認を得なければならない。ただし、少額備品及び棚卸資産の受入れについては、理事長の承認を要しないものとする。

- 2 資産管理責任者は、第3条及び第4条の規定に基づき、機構が受入れることができる物品等の寄附であることが明らかであり、かつ、当該寄附を受入れる前に承認するいとまがない場合は、当該寄附を受入れた後の報告により寄附の受入れの確認を行う。

(受入の通知)

第8条 理事長は、寄附の申し出を受けた物品等の受入れの可否について決定し、資産管理責任者に通知をする。

- 2 資産管理責任者は、物品等の寄附の受入れを決定したときは様式3を、又は理事長から受入れ決定の通知を受けたときは様式4を、寄附者に送付する。
- 3 資産管理責任者は、物品等の寄附を受入れないときは様式5にて及び理事長から受入れ不可の通知を受けたときは様式6にて、寄附者にその旨を記載した通知を送付するものとする。

(受領及び受領の報告)

第9条 資産管理責任者は、物品等の寄附を受領したときは、寄附者に様式7又は別紙様式8を送付する。

- 2 資産管理責任者は、様式9の物品等寄附受領報告書にて、適宜に本部の資産管理責任者に物品等の寄附の受領の報告をする。

(寄附物品等の管理)

第10条 受領した寄附物品等は、原則として、当該寄附の申し出を受けた資産管理責任者が使用及び管理する。ただし、寄附者が当該寄附物品等の使用及び管理場所を指定した場合は、その限りではない。

2 理事長は、受領した寄附物品等の使用及び管理場所が特に定められていない場合、又は受領した寄附物品等の効果的な使用及び管理を図る必要があると認める場合は、当該寄附物品等の使用及び管理場所を指定することができる。

(寄附物品等の帳簿価額)

第11条 寄附により取得した固定資産の帳簿価額は、原則として時価、経過年数及び耐用年数を考慮して算出する。

(記録の保存等)

第12条 資産管理責任者は、寄附者名簿を作成し、記録、保存する。

(適用除外)

第13条 資産管理責任者は、国、地方公共団体、特殊法人、国立大学法人及び独立行政法人その他法令により設立された法人から寄附を受ける場合は、理事長の承認に基づき、この規則に規定する手続を省略することができる。

(実施規定)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立〇〇青少年〇〇の家

御中

申込日： 年 月 日

寄附者	住所	〒
	氏名 [*1]	
	電話番号	TEL： ( )

以下のとおり、寄附いたします。

品名及び規格	数量	単価 (円)	金額(円) [*2]	寄附の目的[*3]	受領日
1					年 月 日
2					年 月 日
3					年 月 日
備考					取扱者 使用責任者

(記入要領) 上記、太枠内のみ記入してください。

\*1：「署名」または「記名」をお願いいたします。

\*2：金額欄には、寄附物品の価格を記載のうえ、可能なかぎり価格を証明する書類を添付してください。

\*3：寄附目的欄には、寄附をする対象事業名や寄附の理由(例：施設内展示)等を記載してください。

(様式2)

年 月 日

独立行政法人  
国立青少年教育振興機構 理事長 殿

部門名  
資産管理責任者名

## 物品等寄附の受入承認申請について

別紙のとおり、寄附を受入りたいので別紙のとおり承認くださるよう申請します。

(様式3)

年 月 日

様

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立〇〇青少年〇〇の家 所長 〇〇〇〇 印

## 物品等寄附の受入について

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、年 月 日付けでお申し出いただきました下記の寄附物品につきましては、  
ありがたくお受けし、本法人の業務に役立てさせていただきたいと思っております。

記

1. 品 名	
2. 規 格	
3. 数量及び単価	
4. 金 額	
5. 寄附の目的	
6. そ の 他	

(様式4)

年 月 日

様

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長

印

## 物品等寄附の受入について

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、 年 月 日付けでお申し出いただきました下記の寄附物品につきましては、  
ありがたくお受けし、本法人の業務に役立てさせていただきたいと思っております。

記

1. 品 名	
2. 規 格	
3. 数量及び単価	
4. 金 額	
5. 寄附の目的	
6. そ の 他	

(様式5)

年 月 日

様

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立〇〇青少年〇〇の家 所長 〇〇〇〇 印

## ご寄附の申出について

年 月 日、本法人に対しご寄附の申出をいただきまして、まことにありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。しかし、まことに遺憾ではあります。下記の事由により受理いたしかねますこと、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

記

(様式6)

年 月 日

様

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事長

印

## ご寄附の申出について

年 月 日、本法人に対しご寄附の申出をいただきまして、まことにありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。しかし、まことに遺憾ではありますが、下記の事由により受理いたしかねますこと、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

記

(様式7)

年 月 日

様

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長

印

下記の物品等につき、ご寄附として受領いたしました。

このたびのご寄附につきましては、本法人の業務に役立てさせていただき所存でございます。  
あらためまして、心から厚く御礼申し上げます。

記

1. 品 名	
2. 規 格	
3. 数量及び単価	
4. 金 額	
5. そ の 他	

(様式8)

年 月 日

様

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立〇〇青少年〇〇の家 所長 印

下記の物品等につき、ご寄附として受領いたしました。

このたびのご寄附につきましては、本法人の業務に役立てさせていただき所存でございます。  
あらためまして、心から厚く御礼申し上げます。

記

1. 品 名	
2. 規 格	
3. 数量及び単価	
4. 金 額	
5. そ の 他	

